

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正により、特定油以外の油及び有害液体物質等を積載する一定の船舶等に対する防除資材を備付けたとき又は変更したときの報告が平成 20 年 4 月 1 日から義務付けられます。

従来、特定油の防除資材に関する報告については、防除資材を備え付けたとき、又は変更したときに、必要な事項を記載した書類を提出することが義務付けられていますが、平成 20 年 4 月 1 日から新たに特定油以外の油及び有害液体物質の防除のための資材備付け、機械器具の配備及び要員の確保をした場合にも必要な事項を記載した書類を提出することが義務付けられました。詳細については次のとおりです。

特定油以外の油及び有害液体物質を輸送する一定の船舶の船舶所有者に係る法的義務			資材及び機械器具
対象船舶: 総トン数 150 トン以上のタンカーであって一定以上の特定油以外の油を輸送するもの及び総トン数 150 トン以上船舶であって一定以上の有害液体物質を輸送するもの。			
対象海域: 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を航行するとき。			
防除資材: 下表のとおり、輸送する物質の性状に応じ、船舶所有者が資材等の性能を考慮した上で、防除のために必要な資材等を備え付ける。			
報 告: 資材等を備え付けたとき、又は変更したときは、必要な事項を記載した書類(所定の報告書)を提出しなければなりません。			
(注: 対象海域を航行する都度、防除資材の備付けを他の者に委託契約する場合は、その毎航行が「備え付けたとき」に該当するため、航行の都度に報告の義務があります。)			
提 出 先: 当該タンカーの主な積荷地又は揚荷地を管轄する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署(名護海上保安署に限る。)及び第十一管区海上保安本部(石垣及び中城海上保安部、名護海上保安署の管轄区域を除く。)			
性 状 の 区 分			資材及び機械器具
比 重	摂氏二十度における蒸気圧 (キロパスカル)	百グラムの水に対する溶解度 (グラム)	
一・〇一〇未満	二・六七以上		排出された油又は有害液体物質から発生するガスの濃度を測定するための装置(以下この条において「測定装置」という。)及び毎分千リットル以上の放水能力を有する船舶(以下この条において「放水船」という。)
	二・六七未満	一未満	測定装置、放水船、オイルフェンスA及び油回収装置等
		一以上	測定装置及び放水船
一・〇一〇以上 一・〇二七未満			測定装置、放水船、オイルフェンスA及び油回収装置等
	一・〇二七以上	一未満	測定装置、放水船、オイルフェンスA及び油回収装置等
		一以上	測定装置及び放水船

法第 39 条の 5 の規定により船舶所有者が備え付けておかなければならない資材及び配備しておかなければならない機械器具の数量は、測定装置にあつては一式以上、放水船にあつては一隻以上、オイルフェンス A にあつては当該船舶の長さの一・五倍以上の長さ、油回収装置等にあつては一式以上とする。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正により、防除資材の備付け及びこれに関する報告の義務が平成19年4月1日から一部変更となります。

従来、特定油の防除資材に関する報告については、海上保安庁長官等からの求めに応じ、報告することが義務付けられていましたが、平成19年4月1日からは、防除資材を備え付けたとき、又は変更したときに、必要な事項を記載した書類を提出することが新たに義務付けられました。詳細については次のとおりです。

<p>1 特定油(原油、重油等)を積載する一定のタンカーの船舶所有者に係る法的義務 対象船舶: 総トン数 150 トン以上のタンカー及び一定の兼用タンカー(従来と変更ありません。) 対象海域: 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、鹿児島湾及び港則法に基づく港の区域内を航行するとき(従来と変更ありません。) 防除資材: 下表のとおり、防除資材の備付場所及び総トン数による想定排出量に応じ、船舶所有者が各防除資材の性能を考慮した上で備え付けることが可能となりました。 報告: 防除資材を備え付けたとき、又は変更したときは、必要な事項を記載した書類(所定の報告書)を提出しなければなりません。 (注: 対象海域を航行する都度、防除資材の備付けを他の者に委託契約する場合は、その毎航行が「備え付けたとき」に該当するため、航行の都度に報告の義務があります。) 提出先: 当該タンカーの主な積荷地又は揚荷地を管轄する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署(中城及び名護海上保安署に限る。)及び第十一管区海上保安本部(石垣海上保安部、中城及び名護海上保安署の管轄区域を除く。)</p>

表1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則別表第二(概要)

総トン数 500 トン以上の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を当該船舶又は随伴船内に備え付けるもの	総トン数 500 トン未満の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を当該船舶又は随伴船内に備え付けるもの	施行規則第33条の6第1号の海域(※1)内を航行中の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を備付基地に備え付けるもの	施行規則第33条の6第2号から第5号までに掲げる海域(※2)内を航行中の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を備付基地(1時間以内に到達可能な場所に限る)に備え付けるもの	施行規則第33条の6第2号から第5号までに掲げる海域(※2)内を航行中の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を備付基地(2時間以内に到達可能な場所を除く)に備え付けるもの
オイルフェンスB	オイルフェンスA又はB	オイルフェンスB	オイルフェンスB	オイルフェンスB
油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤
当該船舶の長さの1.5倍の長さ	当該船舶の長さの1.5倍の長さ	表3のとおり	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の2割に相当するB重油を処理するために必要な量	表5のとおり
当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の1割に相当するB重油を処理するために必要な量	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の1割に相当するB重油を処理するために必要な量	表3のとおり	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の2割に相当するB重油を処理するために必要な量	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の2割に相当するB重油を処理するために必要な量

※1 港則法に基づく港の区域(※2の海域を除く)(従来と変更ありません。)*2 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び鹿児島湾(従来と変更ありません。)

表2 総トン数に応じた想定排出量(同施行規則別表第二備考1イ)

総トン数(トン)	200未満	200~500未満	500~1,000未満	1,000~5,000未満	5,000~10,000未満	10,000~50,000未満	50,000~100,000未満	100,000以上
想定排出量(kℓ)	10	15	20	30	70	100	230	320

表3 総トン数に応じたオイルフェンスの所要数量(同施行規則別表第二)

総トン数(トン)	200未満	200~500未満	500~1,000未満	1,000~5,000未満	5,000~10,000未満	10,000~50,000未満	50,000~100,000未満	100,000以上
長さ(m)	200	240	260	300	400	460	600	700

表4 総トン数に応じたオイルフェンスの所要数量(同施行規則別表第二)

総トン数(トン)	200未満	200~500未満	500~1,000未満	1,000~5,000未満	5,000~10,000未満	10,000~50,000未満	50,000~100,000未満	100,000以上
長さ(m)	300	340	360	400	660	800	1,500	2,000

表5 総トン数に応じたオイルフェンスの所要数量(同施行規則別表第二)

総トン数(トン)	200未満	200~500未満	500~1,000未満	1,000~5,000未満	5,000~10,000未満	10,000~50,000未満	50,000~100,000未満	100,000以上
長さ(m)	500	540	580	660	1,000	1,220	2,280	3,000

2 油保管施設の設置者に係る法的義務

対象施設: 500kℓ以上の特定油を保管できる施設(従来と変更ありません。)

防除資材: 下表のとおり、特定油の保管量による想定排出量に応じ、設置者が各防除資材の性能を考慮した上で備え付けることが可能となりました。

報告: 防除資材を備え付けたとき、又は変更したときは、必要な事項を記載した書類(所定の報告書)を提出しなければなりません。

提出先: 所在地を管轄する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署(中城及び名護海上保安署に限る。)及び第十一管区海上保安本部(石垣海上保安部、中城及び名護海上保安署の管轄区域を除く。)

表1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則別表第二(概要)

5万kℓ以上の量の特定油を保管することができる施設の設置者		5万kℓ未満の量の特定油を保管することができる施設の設置者	
オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスA又はB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤
表3のとおり	当該施設で保管することができる特定油の量に応じ、想定排出量(表2)の2割に相当するB重油を処理するために必要な量	表4のとおり	当該施設で保管することができる特定油の量に応じ、想定排出量(表2)の2割に相当するB重油を処理するために必要な量

表2 保管量に応じた想定排出量(同施行規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	500～ 1,000 未満	1,000～ 5,000 未満	5,000～ 10,000 未満	10,000～ 50,000 未満	50,000～ 100,000 未満	100,000～ 200,000 未満	200,000～
想定排出量(kℓ)	10	15	20	25	30	40	50

表3 保管量に応じたオイルフェンスの所要数量(同施行規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	50,000～ 100,000 未満	100,000～ 200,000 未満	200,000 以上
長さ(m)	660	840	1,000

表4 保管量に応じたオイルフェンスの所要数量(同施行規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	1,000 未満	1,000～ 5,000 未満	5,000～ 10,000 未満	10,000～ 50,000 未満
長さ(m)	200	300	360	460

3 特定油を積載する一定のタンカーの係留施設の管理者に係る法的義務

対象施設: 1のタンカーを係留することができる施設の管理者(従来と変更ありません。)

防除資材: 下表のとおり、係留するタンカーの総トン数による想定排出量に応じ、設置者が各防除資材の性能を考慮した上で備え付けることが可能となりました。

報告: 防除資材を備え付けたとき、又は変更したときは、必要な事項を記載した書類(所定の報告書)を提出しなければなりません。

提出先: 所在地を管轄する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署(中城及び名護海上保安署に限る。)及び第十一管区海上保安本部(石垣海上保安部、中城及び名護海上保安署の管轄区域を除く。)

表1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則別表第二(概要)

総トン数1万トン以上の船舶を係留することができる係留施設の管理者		総トン数1万トン未満の船舶を係留することができる係留施設の管理者	
オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスA又はB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤
当該係留施設に係留することができる最大の船舶の長さの1.5倍の長さ	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の2割に相当するB重油を処理するために必要な量	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の長さの1.5倍の長さ	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の2割に相当するB重油を処理するために必要な量

表2 総トン数に応じた想定排出量(同施行規則別表第二備考1イ)

総トン数(トン)	200 未満	200～ 500 未満	500～ 1,000 未満	1,000～ 5,000 未満	5,000～ 10,000 未満	10,000～ 50,000 未満	50,000～ 100,000 未満	100,000 以上
想定排出量(kℓ)	10	15	20	30	70	100	230	320

その他

- ・現在備え付けている防除資材に変更がない場合は、報告書の提出は必要ありません。
- ・各報告書の様式は、海上保安庁のホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>)、又は最寄りの管区海上保安本部、海上保安部署等で入手可能です。
- ・平成20年4月1日から、有害液体物質等を積載する一定の船舶等に対する防除資材備付け、機械器具の配備及び要員の確保の義務付けに伴い、これらを備え付けたとき、変更したときに報告が義務付けられます。
- ・分からない点、不明な点などがあれば、最寄りの海上保安部署等にお問合わせ下さい。